

働き始めたら！

知っておきたい 年金のはなし

～新社会人の皆さまへ～

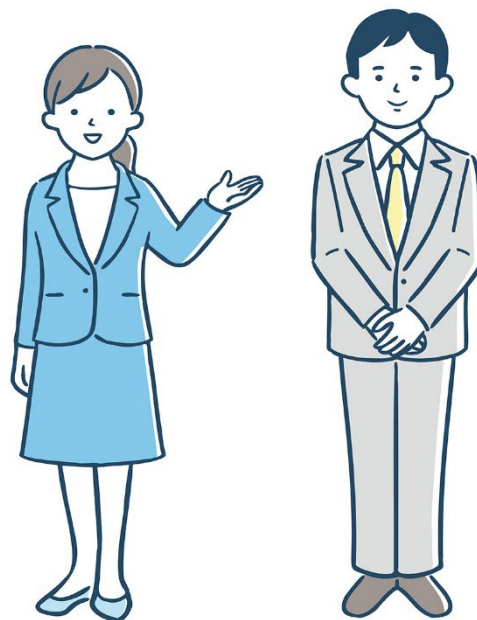


第1部	厚生年金保険料ってなに？	3
第2部	支払った保険料はどうなるの？	11
第3部	学生の時の猶予分はどうする？	17
第4部	加入制度が変わるときって？	22
	【参考】	30

働き始めたら！ 知っておきたい**年金**のはなし

第1部

厚生年金保険料ってなに？



給与明細は確認しましたか？

1. 厚生年金保険料ってなに？

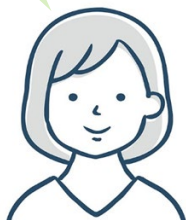
(例) 氏名 年金 花子
令和●年6月分

給与支給明細書

株式会社 ○○商事

	出勤日数	出勤時間数	時間外勤務			
	20	110	10			
支給	基本給	通勤手当	住宅手当	残業手当		
	170,000	8,000	5,000	12,500		
						総支給額
						195,500
控除	健康保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	社会保険料合計	所得税	住民税
	9,911	18,300	538	28,748	4,500	14,000
						控除合計
						47,248

控除額って
こんなにあるんだ



花子さん（22歳）

差引支給額 148,252

健康保険標準報酬月額 200千円

厚生年金標準報酬月額 200千円

※健康保険料率は9.91%と仮定して計算 ※住民税の負担があるものと仮定して計算

厚生年金保険料の算出方法

1. 厚生年金保険料ってなに？

厚生年金保険料は、保険料額表をもとに算出されます。

◀ 保険料額表

保険料額表はどうやって
見ればいいのか…？



令和6年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和6年3月分～適用
・介護保険料率: 令和6年3月分～適用
・厚生年金保険料率: 平成29年3月分～適用
・子ども・子育て支援金率: 令和6年4月分(3月納付分)～適用

等級	月額 円以上 円未満	全国健康保険協会健康保険料・介護保険料		子ども・子育て支援金		厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)		
		全国健康保険協会健康保険料・介護保険料		子ども・子育て支援金		厚生年金保険料		
		全額	円未満	全額	円未満	全額	円未満	
1	58,000	63,000	6,713.0	2,858.5	6,852.6	3,326.5	133.4	66.7
2	63,000	68,000	7,213.0	3,358.5	7,398.6	3,826.5	188.4	94.2
3	68,000	73,000	7,713.0	3,858.5	7,904.6	4,326.5	233.4	117.2
4(1)	73,000	78,000	8,213.0	4,358.5	8,460.6	4,826.5	278.4	138.0
4(2)	78,000	83,000	8,713.0	4,858.5	8,966.6	5,326.5	323.4	158.8
5(1)	83,000	88,000	9,213.0	5,358.5	9,472.6	5,826.5	368.4	179.6
5(2)	88,000	93,000	9,713.0	5,858.5	9,978.6	6,326.5	413.4	199.6
6(1)	93,000	98,000	10,213.0	6,358.5	10,484.6	6,826.5	458.4	219.6
6(2)	98,000	103,000	10,713.0	6,858.5	10,984.6	7,326.5	503.4	239.6
7(1)	103,000	108,000	11,213.0	7,358.5	11,490.6	7,826.5	548.4	259.6
7(2)	108,000	113,000	11,713.0	7,858.5	11,990.6	8,326.5	593.4	279.6
8(1)	113,000	118,000	12,213.0	8,358.5	12,490.6	8,826.5	638.4	299.6
8(2)	118,000	123,000	12,713.0	8,858.5	12,990.6	9,326.5	683.4	319.6
9(1)	123,000	128,000	13,213.0	9,358.5	13,490.6	9,826.5	728.4	339.6
9(2)	128,000	133,000	13,713.0	9,858.5	13,990.6	10,326.5	773.4	359.6
10(1)	133,000	138,000	14,213.0	10,358.5	14,490.6	10,826.5	818.4	379.6
10(2)	138,000	143,000	14,713.0	10,858.5	14,990.6	11,326.5	863.4	399.6
11(1)	143,000	148,000	15,213.0	11,358.5	15,490.6	11,826.5	908.4	419.6
11(2)	148,000	153,000	15,713.0	11,858.5	15,990.6	12,326.5	953.4	439.6
12(1)	153,000	158,000	16,213.0	12,358.5	16,490.6	12,826.5	998.4	459.6
12(2)	158,000	163,000	16,713.0	12,858.5	16,990.6	13,326.5	1,043.4	479.6
13(1)	163,000	168,000	17,213.0	13,358.5	17,490.6	13,826.5	1,088.4	499.6
13(2)	168,000	173,000	17,713.0	13,858.5	17,990.6	14,326.5	1,133.4	519.6
14(1)	173,000	178,000	18,213.0	14,358.5	18,490.6	14,826.5	1,178.4	539.6
14(2)	178,000	183,000	18,713.0	14,858.5	18,990.6	15,326.5	1,223.4	559.6
15(1)	183,000	188,000	19,213.0	15,358.5	19,490.6	15,826.5	1,268.4	579.6
15(2)	188,000	193,000	19,713.0	15,858.5	19,990.6	16,326.5	1,313.4	599.6
16(1)	193,000	198,000	20,213.0	16,358.5	20,490.6	16,826.5	1,358.4	619.6
16(2)	198,000	203,000	20,713.0	16,858.5	20,990.6	17,326.5	1,403.4	639.6
17(1)	203,000	208,000	21,213.0	17,358.5	21,490.6	17,826.5	1,448.4	659.6
17(2)	208,000	213,000	21,713.0	17,858.5	21,990.6	18,326.5	1,493.4	679.6
18(1)	213,000	218,000	22,213.0	18,358.5	22,490.6	18,826.5	1,538.4	699.6
18(2)	218,000	223,000	22,713.0	18,858.5	22,990.6	19,326.5	1,583.4	719.6
19(1)	223,000	228,000	23,213.0	19,358.5	23,490.6	19,826.5	1,628.4	739.6
19(2)	228,000	233,000	23,713.0	19,858.5	23,990.6	20,326.5	1,673.4	759.6
20(1)	233,000	238,000	24,213.0	20,358.5	24,490.6	20,826.5	1,718.4	779.6
20(2)	238,000	243,000	24,713.0	20,858.5	24,990.6	21,326.5	1,763.4	799.6
21(1)	243,000	248,000	25,213.0	21,358.5	25,490.6	21,826.5	1,808.4	819.6
21(2)	248,000	253,000	25,713.0	21,858.5	25,990.6	22,326.5	1,853.4	839.6
22(1)	253,000	258,000	26,213.0	22,358.5	26,490.6	22,826.5	1,898.4	859.6
22(2)	258,000	263,000	26,713.0	22,858.5	26,990.6	23,326.5	1,943.4	879.6
23(1)	263,000	268,000	27,213.0	23,358.5	27,490.6	23,826.5	1,988.4	899.6
23(2)	268,000	273,000	27,713.0	23,858.5	27,990.6	24,326.5	2,033.4	919.6
24(1)	273,000	278,000	28,213.0	24,358.5	28,490.6	24,826.5	2,078.4	939.6
24(2)	278,000	283,000	28,713.0	24,858.5	28,990.6	25,326.5	2,123.4	959.6
25(1)	283,000	288,000	29,213.0	25,358.5	29,490.6	25,826.5	2,168.4	979.6
25(2)	288,000	293,000	29,713.0	25,858.5	29,990.6	26,326.5	2,213.4	999.6
26(1)	293,000	298,000	30,213.0	26,358.5	30,490.6	26,826.5	2,258.4	1,019.6
26(2)	298,000	303,000	30,713.0	26,858.5	30,990.6	27,326.5	2,303.4	1,039.6
27(1)	303,000	308,000	31,213.0	27,358.5	31,490.6	27,826.5	2,348.4	1,059.6
27(2)	308,000	313,000	31,713.0	27,858.5	31,990.6	28,326.5	2,393.4	1,079.6
28(1)	313,000	318,000	32,213.0	28,358.5	32,490.6	28,826.5	2,438.4	1,099.6
28(2)	318,000	323,000	32,713.0	28,858.5	32,990.6	29,326.5	2,483.4	1,119.6
29(1)	323,000	328,000	33,213.0	29,358.5	33,490.6	29,826.5	2,528.4	1,139.6
29(2)	328,000	333,000	33,713.0	29,858.5	33,990.6	30,326.5	2,573.4	1,159.6
30(1)	333,000	338,000	34,213.0	30,358.5	34,490.6	30,826.5	2,618.4	1,179.6
30(2)	338,000	343,000	34,713.0	30,858.5	34,990.6	31,326.5	2,663.4	1,199.6
31(1)	343,000	348,000	35,213.0	31,358.5	35,490.6	31,826.5	2,708.4	1,219.6
31(2)	348,000	353,000	35,713.0	31,858.5	35,990.6	32,326.5	2,753.4	1,239.6
32(1)	353,000	358,000	36,213.0	32,358.5	36,490.6	32,826.5	2,798.4	1,259.6
32(2)	358,000	363,000	36,713.0	32,858.5	36,990.6	33,326.5	2,843.4	1,279.6
33(1)	363,000	368,000	37,213.0	33,358.5	37,490.6	33,826.5	2,888.4	1,299.6
33(2)	368,000	373,000	37,713.0	33,858.5	37,990.6	34,326.5	2,933.4	1,319.6
34(1)	373,000	378,000	38,213.0	34,358.5	38,490.6	34,826.5	2,978.4	1,339.6
34(2)	378,000	383,000	38,713.0	34,858.5	38,990.6	35,326.5	3,023.4	1,359.6
35(1)	383,000	388,000	39,213.0	35,358.5	39,490.6	35,826.5	3,068.4	1,379.6
35(2)	388,000	393,000	39,713.0	35,858.5	39,990.6	36,326.5	3,113.4	1,399.6
36(1)	393,000	398,000	40,213.0	36,358.5	40,490.6	36,826.5	3,158.4	1,419.6
36(2)	398,000	403,000	40,713.0	36,858.5	40,990.6	37,326.5	3,203.4	1,439.6
37(1)	403,000	408,000	41,213.0	37,358.5	41,490.6	37,826.5	3,248.4	1,459.6
37(2)	408,000	413,000	41,713.0	37,858.5	41,990.6	38,326.5	3,293.4	1,479.6
38(1)	413,000	418,000	42,213.0	38,358.5	42,490.6	38,826.5	3,338.4	1,499.6
38(2)	418,000	423,000	42,713.0	38,858.5	42,990.6	39,326.5	3,383.4	1,519.6
39(1)	423,000	428,000	43,213.0	39,358.5	43,490.6	39,826.5	3,428.4	1,539.6
39(2)	428,000	433,000	43,713.0	39,858.5	43,990.6	40,326.5	3,473.4	1,559.6
40(1)	433,000	438,000	44,213.0	40,358.5	44,490.6	40,826.5	3,518.4	1,579.6
40(2)	438,000	443,000	44,713.0	40,858.5	44,990.6	41,326.5	3,563.4	1,599.6
41(1)	443,000	448,000	45,213.0	41,358.5	45,490.6	41,826.5	3,608.4	1,619.6
41(2)	448,000	453,000	45,713.0	41,858.5	45,990.6	42,326.5	3,653.4	1,639.6
42(1)	453,000	458,000	46,213.0	42,358.5	46,490.6	42,826.5	3,698.4	1,659.6
42(2)	458,000	463,000	46,713.0	42,858.5	46,990.6	43,326.5	3,743.4	1,679.6
43(1)	463,000	468,000	47,213.0	43,358.5	47,490.6	43,826.5	3,788.4	1,699.6
43(2)	468,000	473,000	47,713.0	43,858.5	47,990.6	44,326.5	3,833.4	1,719.6
44(1)	473,000	478,000	48,213.0	44,358.5	48,490.6	44,826.5	3,878.4	1,739.6
44(2)	478,000	483,000	48,713.0	44,858.5	48,990.6	45,326.5	3,923.4	1,759.6
45(1)	483,000	488,000	49,213.0	45,358.5	49,490.6	45,826.5	3,968.4	1,779.6
45(2)	488,000	493,000	49,713.0	45,858.5	49,990.6	46,326.5	4,013.4	1,799.6
46(1)	493,000	498,000	50,213.0	46,358.5	50,490.6	46,826.5	4,058.4	1,819.6
46(2)	498,000	503,000	50,713.0	46,858.5	50,990.6	47,326.5	4,103.4	1,839.6
47(1)	503,000	508,000	51,213.0	47,358.5	51,490.6	47,826.5	4,148.4	1,859.6
47(2)	508,000	513,000	51,713.0	47,858.5	51,990.6	48,326.5	4,193.4	1,879.6
48(1)	513,000	518,000	52,213.0	48,358.5	52,490.6	48,826.5	4,238.4	1,899.6
48(2)	518,000	523,000	52,713.0	48,858.5	52,990.6	49,326.5	4,283.4	1,919.6
49(1)	523,000	528,000	53,213.0	49,358.5	53,490.6	49,826.5	4,328.4	1,939.6
49(2)	528,000	533,000	53,713.0	49,858.5	53,990.6	50,326.5	4,373.4	1,959.6
50	533,000	538,000	54,213.0	50,358.5	54,490.6	50,826.5	4,418.4	1,979.6

● 全国健康保険協会健康保険料・介護保険料は、12月1日～12月31日の間で、厚生年金保険料率: 1.33%、子ども・子育て支援金率: 0.23%に、全国健康保険料率: 1.33%が加算されます。

● 有期契約の(1)内の金額は、厚生年金保険料率を算定するに当たります。

● (1) 41歳以上の有期契約(国)は、厚生年金保険料の場合(630,000円未満)と読み替えてください。

● (1) 22歳以上の有期契約(国)は、厚生年金保険料の場合(630,000円以上)と読み替えてください。

● 令和3年度の全国健康保険協会の任意継続被保険者における標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○ 被保険者負担割合(国の許可の額)に円未満の端数がある場合

① 事業主が、給与から被保険者負担割合を控除する場合、被保険者負担割合の0.5%以下の場合は切り捨て、0.5%を超える場合は切り上げて円とします。

② 被保険者が、被保険者負担割合を控除しない場合、被保険者負担割合の0.5%以下の場合は切り捨て、0.5%を超える場合は切り上げて円とします。

(注)1、2にわたります。事業主と被保険者間で特別がある場合には、特に書き置きを要することがあります。

○ 加入者負担の保険料額

加入者負担の保険料額は、被保険者負担の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てて円とします。

○ 給与に課税する保険料額

給与に課税する保険料額は、賃金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賃金に相当)に、保険料率を乗じた額になります。

また、標準賃金の上限は、標準報酬、介護保険料、子ども・子育て支援金は年額12万円(毎月4月1日から翌年3月31日までの累計額)と定め、厚生年金保険料は子ども・子育て支援金に月額12万円となります。

○ 子ども・子育て支援金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用の一部として、子ども・子育て支援金を負担いただくことになります。(標準賃金の負担はありません。)

この子ども・子育て支援金に相当額は、被保険者負担の厚生年金保険料および標準賃金に、乗算率: 0.23%で算定した額に相当します。

厚生年金保険料額表

検索

厚生年金保険料の算出方法

1. 厚生年金保険料ってなに？

厚生年金保険料は、**保険料額表**をもとに算出されます。

令和・年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和3年3月分～適用
・介護保険料率: 令和3年3月分～適用
・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～適用
・子ども・子育て支援金率: 令和3年4月分(3月納付分)～適用

◀ 保険料額表

標準報酬 等級 月額		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料・介護保険料				子ども・子育て支援金		厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険料と等価保険料 に該当しない場合		介護保険料と等価保険料 に該当する場合		令和3年4月分(3月納付分) から納付いたがききす		一般、既内勤・新卒	
				9.85%		11.47%		0.23%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	58,000	58,000	5,713.0	2,856.5	6,552.6	3,276.3	133.4	66.7		
2	60,000	60,000	60,000	5,898.0	2,949.0	6,799.8	3,399.9	136.4	68.2		
3	70,000	70,000	70,000	6,833.0	3,416.5	7,846.6	3,923.3	154.4	77.2		
4(1)	80,000	80,000	80,000	8,688.0	4,344.0	10,093.6	5,046.8	202.4	101.2	16,104.00	8,052.00
5(2)	85,000	85,000	85,000	9,653.0	4,826.5	11,240.6	5,620.3	225.4	112.7	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	104,000	104,000	10,244.0	5,122.0	11,928.8	5,964.4	239.2	119.6	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,635.0	5,317.5	12,617.0	6,308.5	253.0	126.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,623.0	5,811.5	13,534.6	6,767.3	271.4	135.7	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,411.0	6,205.5	14,452.2	7,226.1	289.8	144.9	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,199.0	6,599.5	15,369.8	7,684.9	308.2	154.1	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	13,987.0	6,993.5	16,287.4	8,143.7	326.6	163.3	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,775.0	7,387.5	17,205.0	8,602.5	345.0	172.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,760.0	7,880.0	18,352.0	9,176.0	368.0	184.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,745.0	8,372.5	19,499.0	9,749.5	391.0	195.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,730.0	8,865.0	20,646.0	10,323.0	414.0	207.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,715.0	9,357.5	21,793.0	10,896.5	437.0	218.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,700.0	9,850.0	22,940.0	11,470.0	460.0	230.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,670.0	10,835.0	25,234.0	12,617.0	506.0	253.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,640.0	11,820.0	27,528.0	13,764.0	552.0	276.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,610.0	12,805.0	29,822.0	14,911.0	598.0	299.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,580.0	13,790.0	32,116.0	16,058.0	644.0	322.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	29,550.0	14,775.0	34,410.0	17,205.0	690.0	345.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	31,520.0	15,760.0	36,704.0	18,352.0	736.0	368.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	33,490.0	16,745.0	38,998.0	19,499.0	782.0	391.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	35,460.0	17,730.0	41,292.0	20,646.0	828.0	414.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	37,430.0	18,715.0	43,586.0	21,793.0	874.0	437.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	40,385.0	20,192.5	47,027.0	23,513.5	940.0	470.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	43,340.0	21,670.0	50,468.0	25,234.0	1,012.0	506.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	46,295.0	23,147.5	53,909.0	26,954.5	1,084.0	542.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	49,250.0	24,625.0	57,350.0	28,675.0	1,156.0	578.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	52,205.0	26,102.5	60,791.0	30,395.5	1,219.0	609.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	55,160.0	27,580.0	64,232.0	32,116.0	1,286.0	644.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	58,115.0	29,057.5	67,673.0	33,836.5	1,357.0	678.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	61,070.0	30,535.0	71,114.0	35,557.0	1,428.0	713.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	64,025.0	32,012.5	74,555.0	37,277.5	1,495.0	747.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	66,980.0	33,490.0	77,996.0	38,998.0	1,564.0	782.0		
37	710,000	695,000	730,000	69,935.0	34,967.5	81,437.0	40,718.5	1,633.0	816.5		
38	750,000	730,000	770,000	73,875.0	36,937.5	86,025.0	43,012.5	1,725.0	862.5		
39	790,000	770,000	810,000	77,815.0	38,907.5	90,613.0	45,307.5	1,817.0	908.5		
40	830,000	810,000	850,000	81,755.0	40,877.5	95,201.0	47,602.5	1,909.0	954.5		
41	880,000	855,000	905,000	86,690.0	43,340.0	100,936.0	50,468.0	2,024.0	1,012.0		
42	930,000	905,000	955,000	91,605.0	45,802.5	106,671.0	53,333.5	2,139.0	1,069.5		
43	980,000	955,000	1,005,000	96,530.0	48,265.0	112,406.0	56,203.0	2,254.0	1,127.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	101,455.0	50,727.5	118,141.0	59,070.5	2,369.0	1,184.5		
45	1,080,000	1,055,000	1,115,000	107,385.0	53,689.5	125,023.0	62,511.5	2,507.0	1,253.5		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	113,315.0	56,651.5	131,905.0	65,952.5	2,645.0	1,322.5		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	119,185.0	59,592.5	138,787.0	69,393.5	2,783.0	1,391.5		
48	1,270,000	1,235,000	1,285,000	125,095.0	62,547.5	145,669.0	72,834.5	2,921.0	1,460.5		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	131,005.0	65,502.5	152,551.0	76,275.5	3,059.0	1,529.5		
50	1,390,000	1,355,000		136,915.0	68,457.5	159,433.0	79,716.5	3,197.0	1,598.5		

標準報酬月額とは

保険料や給付を計算するために定められた
報酬の区分(等級)のこと。

●介護保険料と等価保険料は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.85%)と子ども・子育て支援金率(0.23%)に介護保険料率(1.62%)が加わります。

●等級曜の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

(41)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「63,000円以上」と読み替えてください。

●令和3年度の全国健康保険協会の任意継続保険料における標準報酬月額の上限は、320,000円です。

※厚生年金基金に加入して
いる方の厚生年金保険料
率は基金ごとに定められ
ていて、免除保険料率
(2.4%～5.9%)を免除
した率となります。

加入する基金ごとに異な
りますので、免除保険料
率および厚生年金基金の
割合については、加入す
る厚生年金基金にお問い
合わせください。

給与明細は確認しましたか？

1. 厚生年金保険料ってなに？

氏名 年金 花子

令和●年 6 月分

給与支給明細書

株式会社 ○○商事

	出勤日数	出勤時間数	時間外勤務			
	20	110	10			
支給	基本給	通勤手当	住宅手当	残業手当		
	170,000	8,000	5,000	12,500		
						総支給額
						195,500
控除	健康保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	社会保険料合計	所得税	住民税
	9,910	18,300	538	28,748	4,500	14,000
						控除合計
						47,248

差引支給額 147,873

健康保険標準報酬月額 200千円

厚生年金標準報酬月額 200千円

※健康保険料率は9.91%と仮定して計算 ※住民税の負担があるものと仮定して計算

基本給：170,000円 + 諸手当：25,500円 = 報酬合計 195,500円

「標準報酬月額」を確認しましょう

1. 厚生年金保険料ってなに？

令和●年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率：令和●年3月分～ 適用
- ・介護保険料率：令和●年3月分～ 適用
- ・厚生年金保険料率：平成29年9月分～ 適用
- ・子ども・子育て拠出金率：令和●年4月分（5月納付分）～ 適用

標準報酬		報酬月額		厚生年金保険料	
				一般、坑内員・船員	
等級	月額			18.300%※	
				全額	折半額
16(13)	190,000	185,000 ～ 195,000		34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000 ～ 210,000		36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000 ～ 230,000		40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000 ～ 250,000		43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000 ～ 270,000		47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000 ～ 290,000		51,240.00	25,620.00

※ 保険料額表は説明用に抜粋しております。

標準報酬月額 ￥200,000



「標準報酬月額」を確認しましょう

1. 厚生年金保険料ってなに？

■ 厚生年金保険料の負担の割合

厚生年金保険料は、事業主と被保険者が半分ずつ負担

■ 厚生年金保険料の計算方法

標準報酬月額に共通の保険料率18.3%※をかけて計算。

※保険料率は平成29年9月より固定

(例) 花子さんの負担額

標準報酬月額

保険料率

折半

$$200,000\text{円} \times 18.3\% \times 1/2 = 18,300\text{円}$$

(参考) 「報酬」に該当するものとは？

1. 厚生年金保険料ってなに？

■ 「報酬」とは

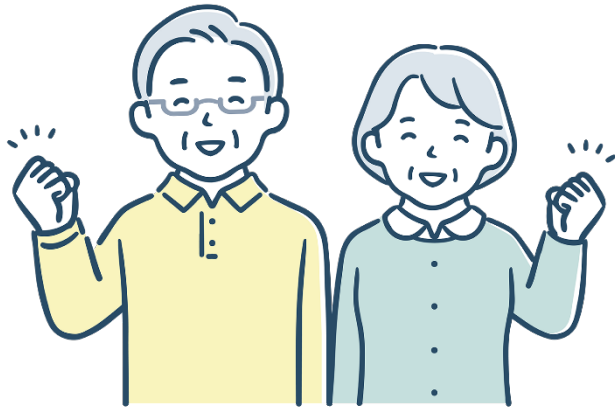
原則として事業主が労働の対償として被保険者に支給するすべてのもののこと。

労働の対償ではないもの、労働の対償であっても臨時的なものは報酬等に該当しません。

標準報酬月額/標準賞与額	通貨によるもの	現物によるもの
 標準報酬月額の対象	基本給（月給、日給、時間給など）、 通勤手当 、残業手当、役職手当、皆勤 手当、家族手当、住宅手当、年4回以 上支給される賞与 など	通勤定期券、自社製品、 被服（勤務服でないもの）、 食事、社宅、寮 など
 標準賞与額の対象	賞与、年3回以下支給される期末手当、 寒冷地手当 など	現物で支給される賞与 など
 標準報酬月額 ・標準賞与額の 対象外	大入袋、見舞金、解雇予告手当、退職 金、出張旅費、仕事上の交際費、慶弔 費 など	勤務服（制服、作業着など）、 見舞品、生産施設の一部であ る住居 など

第2部

支払った保険料はどうなるの？



■ 「社会保障制度」とは

社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネットのこと。社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生の4つで成り立っている。

① 社会保険*

(例) 医療保険（健康保険など）、**年金保険（老齢、障害、遺族）**、介護保険

* 社会保険には、民間の医療保険や年金保険は含みません。

② 社会福祉

(例) 児童の健全育成や子育て支援をする児童福祉

③ 公的扶助

(例) 健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長する生活保護制度

④ 保健医療・公衆衛生

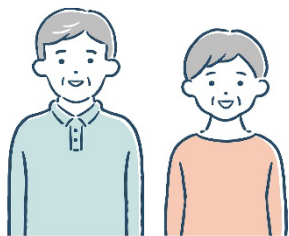
(例) 医師その他の医療従事者や病院などが提供する医療サービス
食品や医薬品の安全性を確保する公衆衛生 など

公的年金は世代と世代の支え合い (世代間扶養)

2. 支払った保険料はどうなるの？

老齢年金

約4,007万人



障害年金

約242万人



遺族年金

約686万人



世代間扶養



現役世代 約6,745万人（保険料）



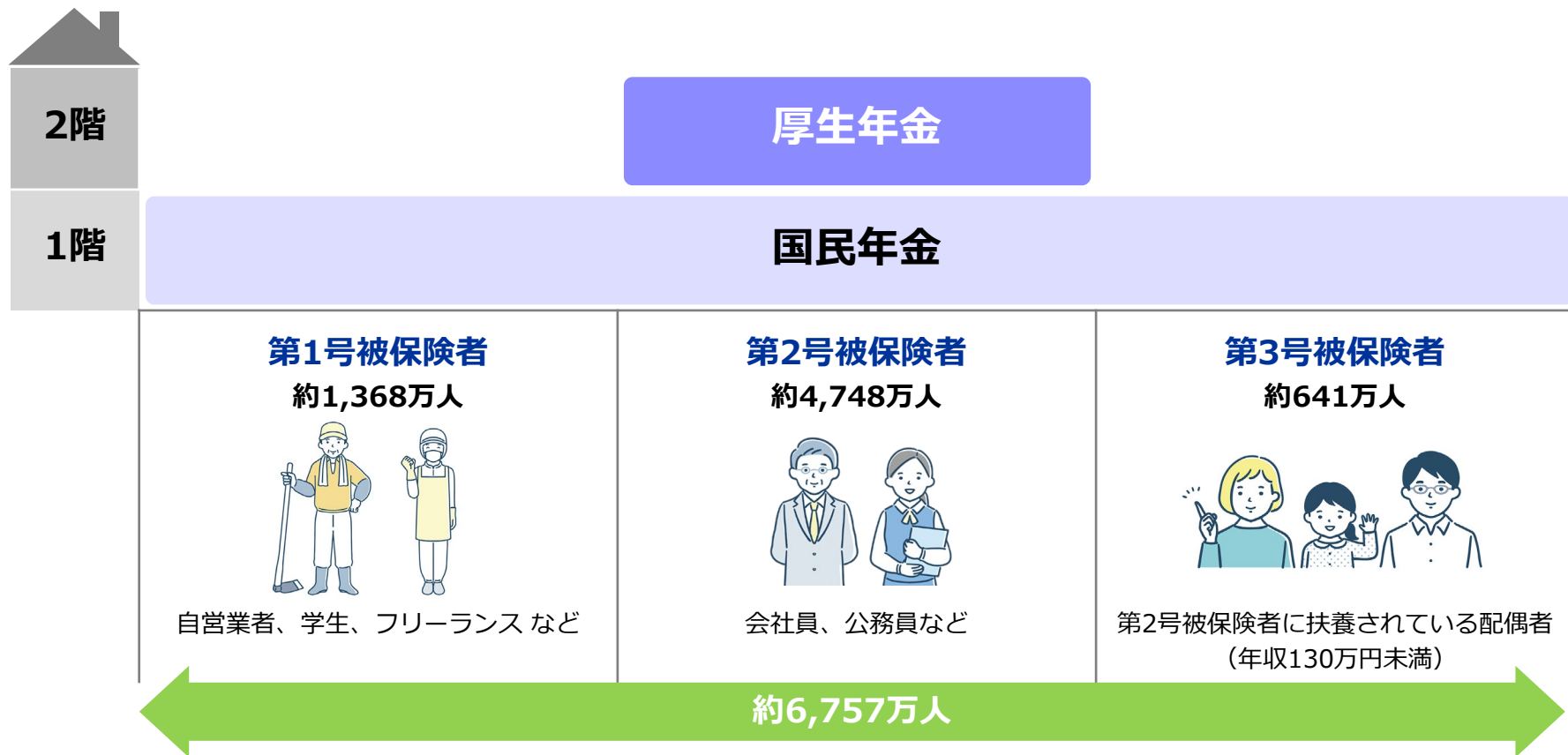
国（税金）

(注)人数は、令和5年度末の数値です。

公的年金制度は2階建て構造

2. 支払った保険料はどうなるの？

日本の公的年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金と、会社員・公務員の方が加入する厚生年金の2階建て構造です。



※ 人数は、令和6年度末の数値です。

※ 公務員や私立学校職員が加入していた共済年金は、「被用者年金制度一元化法」の施行（平成27年10月）により、厚生年金に統一されました。

※ 第2号被保険者とは、厚生年金被保険者のことをいいます（65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給者を有する者を含みます）。

公的年金の給付は3種類

2. 支払った保険料はどうなるの？

年を取ったら
受け取る



**老齢
年金**

満額 847,300円
(変動あり)

障害が残ったとき
に受け取る



**障害
年金**

1級 1,059,125円
2級 847,300円
(変動あり)

働き手が亡くなったら
受け取る



**遺族
年金**

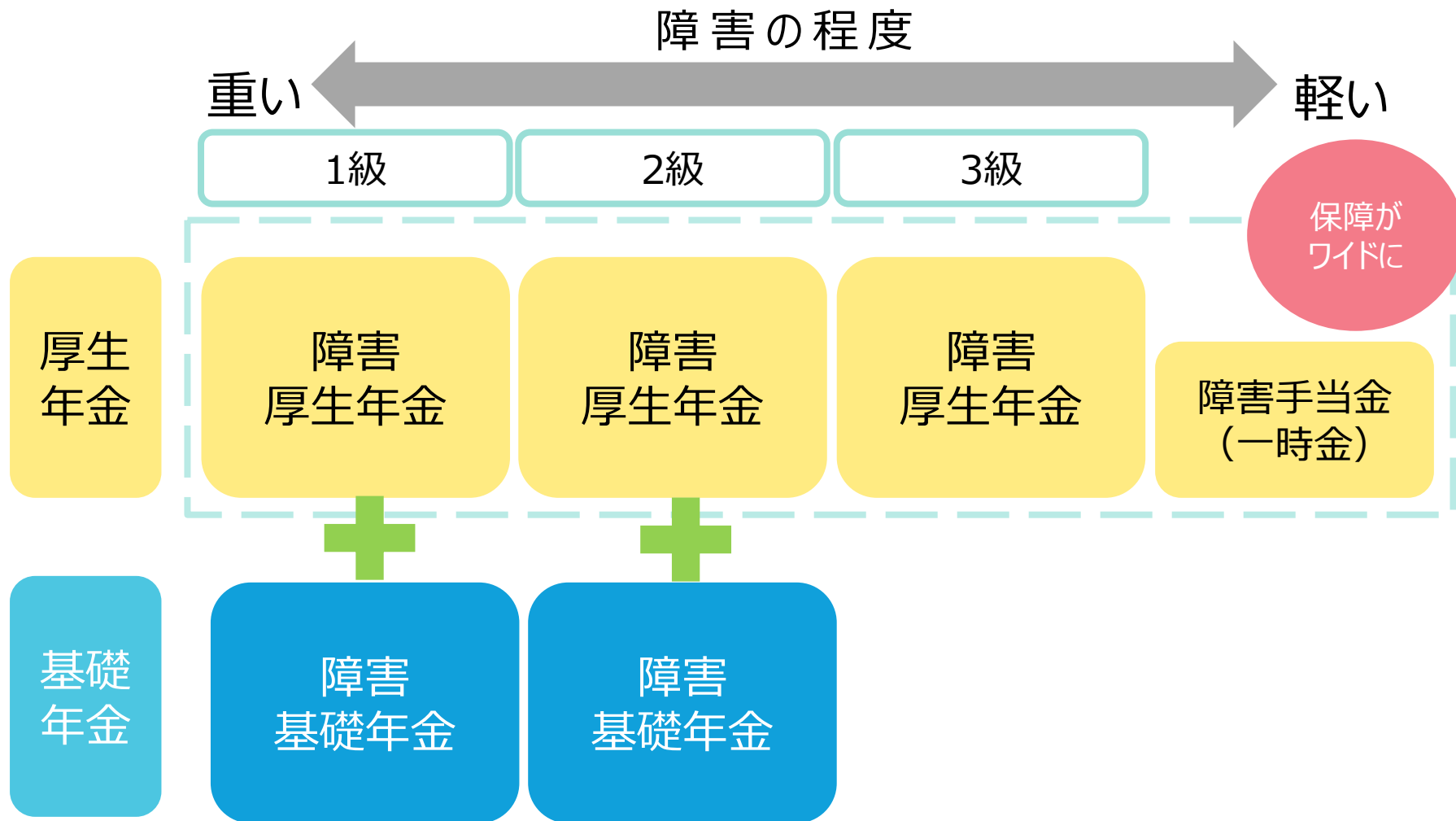
847,300円
+
子の加算
(変動あり)

※金額は令和8年度の年間の基礎年金の支給額です。

※障害年金と遺族年金は原則非課税です。

厚生年金保険は保障が充実

2. 支払った保険料はどうなるの？



Point

障害厚生年金は、年金加入期間の合計が、300月（25年）未満の場合は300月とみなして計算されるので、加入したばかりでもしっかり保障されます！

第3部

学生の時の猶予分はどうする？



■「学生納付特例制度」（通称ガクトク）とは

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられていますが、学生の間は、申請により在学中の保険料の納付を**最長10年間猶予することができる**制度のこと。

猶予したままだと…



「受給資格期間」に反映されますが、
「老齢基礎年金額」には反映されません。

■ 「受給資格期間」とは

年金を受け取るために必要な月数のこと。

受給資格期間を満たしていないと、万が一のことが起こった時に年金が受け取れません。

	支払った金額	各種年金の 受給資格期間に	将来の 老齢基礎年金額に
納付した場合	17,920円	 反映される	 反映される
学生納付特例 が承認された場合	0円	 反映される	 反映されない
未納の場合	0円	 反映されない	 反映されない

追納制度はとっても便利！

3. 学生の時の猶予分はどうする？

■ 「追納制度」とは

学生納付特例、保険料免除、納付猶予を受けた期間から10年以内であれば
保険料をさかのぼって納めることができる制度のこと。

メリット①

将来もらう年金額を満額に近づけることが可能

メリット②

社会保険料控除により節税につながる

※ただし、学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から数えて、

3年度目以降に保険料を追納する場合には、

当時の保険料額に経過期間に応じた**加算額**が上乗せされます。

様式コード
4 0 2 4

国民年金保険料追納申込書

日本年金機構理事長 宛て 令和 年 月 日

以下のとおり、追納を申し込みます。

〒 _____
住所： _____
氏名： _____

日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で申し込みする場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

① 個人番号 （マイナンバー）	② 生年月日	③ 昭和 年 月 日	④ 電話番号	⑤ 郵便番号
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名

追納を申し込む期間等について記入してください。

⑥ 追納申込期間 1（西一）	⑦ 平成 年 月 日	⑧ 平成 年 月 日	⑨ 平成 年 月 日	⑩ 平成 年 月 日	⑪ 平成 年 月 日	⑫ 平成 年 月 日	⑬ 平成 年 月 日	⑭ 平成 年 月 日	⑮ 平成 年 月 日	⑯ 平成 年 月 日	⑰ 平成 年 月 日	⑱ 平成 年 月 日	⑲ 平成 年 月 日	⑳ 平成 年 月 日	㉑ 平成 年 月 日	㉒ 平成 年 月 日	㉓ 平成 年 月 日	㉔ 平成 年 月 日	㉕ 平成 年 月 日	㉖ 平成 年 月 日	㉗ 平成 年 月 日	㉘ 平成 年 月 日	㉙ 平成 年 月 日	㉚ 平成 年 月 日	㉛ 平成 年 月 日	㉜ 平成 年 月 日	㉝ 平成 年 月 日	㉞ 平成 年 月 日	㉟ 平成 年 月 日	㊱ 平成 年 月 日	㊲ 平成 年 月 日	㊳ 平成 年 月 日	㊴ 平成 年 月 日	㊵ 平成 年 月 日	㊶ 平成 年 月 日	㊷ 平成 年 月 日	㊸ 平成 年 月 日	㊹ 平成 年 月 日	㊺ 平成 年 月 日	㊻ 平成 年 月 日	㊼ 平成 年 月 日	㊽ 平成 年 月 日	㊾ 平成 年 月 日	㊿ 平成 年 月 日
-------------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

◆「①変更前氏名」欄「⑩氏名変更年月日」欄「⑪変更前住所」欄「⑫住所変更年月日」欄は、氏名や住所を変更した場合のみ記入してください。

⑩ 変更前氏名	⑪ 氏名変更年月日	⑫ 変更前住所	⑬ 住所変更年月日
氏名	氏名	住所	住所

【留意事項】

- 追納は10年以内（※）となっています。10年経過後近ある期間にかかる追納を希望する場合は、追納申込書を追納期間の直前に提出すると、期限までに追納できなくなる場合がありますので、**お早めにご提出ください。**
- ※ 例えば、免除等承認月が平成26年10月の場合、令和6年10月31日まで追納できます。
- 追納が承認された場合は、追納額と納付額が返付されます。
- 追納は追納が承認された期間のうち、近い月分から納めなければなりません。
- 新しい月分を納められたときは、保険料を遡付することになります。
- 納付書に記載がある期限までに必ず納めてください。
- 期限を越えたときは、納められた保険料を遡付することになります。

【個人番号（マイナンバー）により申し込みする際の添付書類について】

本人が窓口で申込書を出す場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。
お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。

① マイナンバーが記載できる書類（運転免許証、住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る））
② 本人（案件）確認書類（運転免許証、パスポート、在留カードなど）

※ 郵送で申込書を出す場合は、マイナンバーカードと②を提示してください。

※ 上記以外の②（案件）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

2004 1016 009

(参考) 追納する場合の保険料額

3. 学生の時の猶予分はどうする？

■ 令和 8 年度中に追納する場合の保険料額

※ 令和 5 年度以前は加算金がかかります。

早めに追納するとお得です！

年度	当初保険料 (月額)	加算額	追納額 (月額)
平成28年度	16,260円	590円	16,850円
平成29年度	16,490円	580円	17,070円
平成30年度	16,340円	560円	16,900円
令和元年度	16,410円	540円	16,950円
令和 2 年度	16,540円	530円	17,070円
令和 3 年度	16,610円	500円	17,110円
令和 4 年度	16,590円	400円	16,990円
令和 5 年度	16,520円	250円	16,770円
令和 6 年度	16,980円	—	16,980円
令和 7 年度	17,510円	—	17,510円
令和 8 年度	17,920円	—	17,920円

第4部

加入制度が変わるときって？



Aさんのケース



Aさん

会社を退職後、
個人経営のお店で
働くようになった

加入制度 = **国民年金**

Bさんのケース



Bさん

退職後間をあけて、
新しい会社
に再就職するまで

加入制度 = 国民年金

会社を退職した場合、

自分で厚生年金から国民年金への切替手続きをしなければなりません。

※ 退職し再就職まで期間が空く場合も、国民年金への加入が必要

■ 国民年金の対象者

5人未満の個人事業所で働く人、フリーランス、自営業、
パートタイムで働く人、農林漁業、無職の人、学生（20歳以上）など

■ 手続きする場所

住所地の市区役所または町村役場

■ 提出期限

退職日の翌日から14日以内



国民年金へ切り替えた後は、下記の方法で保険料を納付する。
自分のニーズに合わせた方法で保険料を納付することが可能。

■ 口座振替やクレジットカードでのお支払い

⇒ 月々の保険料を納め忘れる心配なし。



■ 納付書でのお支払い

⇒ 全国のコンビニ・金融機関・郵便局など、身近な場所で納付可能。



■ 電子決済でのお支払い

⇒ 納付書とスマホがあれば、決済アプリ（〇〇pay等）を使用して納付可能。

■ パソコンやスマホを使ったお支払い

⇒ インターネットバンキング、モバイルバンキング
で自宅から納めることができる。



令和8年度の国民年金保険料：月額17,920円

経済的な理由により保険料を納めることができないときは、申請により
保険料を免除する制度（保険料免除・納付猶予制度）を利用できます。

【保険料免除制度】

■ 免除の要件

本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年所得）
が一定の金額以下であれば、免除を受けることができます。

■ 免除の種類

- ①全額免除 ②4分の3免除 ③半額免除 ④4分の1免除

【保険料納付猶予制度】

■ 免除の要件

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに
申請する場合は前々年所得）が一定の金額以下であれば、納付が猶予されます。

■ 猶予の種類

- ①納付猶予



忘れずに手続きをお願いします！

4. 加入制度が変わるときって？

※加入の手続きも免除の手続きも、退職した場合には
必ず自分自身で手続きを行いましょう！

手続きが漏れてしまうと・・・



老
年
金

障
害
年
金

遺
族
年
金

本日のまとめ

- 納付した保険料は**様々な給付へ繋がること**。
- 若いうちでも給付を受け取れるなど、厚生年金保険の方が**給付が手厚い**こと。
- 「学生納付特例制度（ガクトク）」を使った期間は、**追納制度でさかのぼって支払い**ができること。
- 退職などにより国民年金へ加入する際は、**自分で手続きを行い**、納付や免除申請を行うこと。